育児休業等取得促進行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和　６年１０月　１日～令和　８年　９月３０日までの２年間

２．内容

目標１：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。 ・男性職員…３０％以上とする ・女性職員…７５％以上とする

＜対策＞

●令和　６年１０月～　男性が育児休業および特別休暇を取得することへの意識を啓発し理解を促進するため、制度に関するチラシ、パンフレットを作成し、各所属への配布を行う

目標２：年次有給休暇の取得率（その年度に付与した日数）を、平均５０％以上とする。

＜対策＞

●令和　６年１０月　令和６年度９月末時点の年次有給休暇取得状況を調査
取得日数が少ない職員およびその上司に取得の増加を促す

●令和　７年　１月　令和６年度 12 月末時点の年次有給休暇取得状況を調査
取得日数が少ない職員およびその上司に取得の増加を促す

●令和　７年１０月　令和７年度９月末時点の年次有給休暇取得状況を調査
取得日数が少ない職員およびその上司に取得の増加を促す

●令和　８年　１月　令和７年度 12 月末時点の年次有給休暇取得状況を調査
取得日数が少ない職員およびその上司に取得の増加を促す